別紙１　見積仕様書（土木工事材料単価等実態調査業務）

第１節　目的

本業務は、令和 6 年度における独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部（以下「機構」という。）における土木工事の積算等に係る土木工事材料等の適正価格の実態を調査することを目的とする。

第２節　調査場所

愛知県豊橋市地内外（豊川用水総合事業部管内）

第３節　業務内容

1. 調査の実施は、機構が実態調査に必要な資料等により調査依頼を行い、依頼を受けてから表１で示す期間内に結果を報告するものとする。

   なお、受注者は、調査期間が表１で示す期間以上となる場合には、機構担当者と協議するものとする。

2. 受注者は、調査において、流通状況及び当該地区への持込可能な生産メーカー、販売業者（大口需要に応じられる者）の納入実績等について調査を実施の上、適正な価格を報告するものとする。

3. 調査価格は、現場持ち込み価格を原則とし、物価調査資料と同一基準により算定するものとする。

表１　調査品目区分表

調査品目	区分仕分概要	調査期間	想定数量
区分 A	・刊行物等に掲載されるなど市場での流通性が高く、調査においても比較的標準的扱いの出来る品目 ・製造業者が複数ある既製品で、調査において規格・仕様の表示にて調査が可能なもの	40 日以内	320 件
区分 B	・製造業者が限定される品目 また、数量、施工場所、配合等の要因から標準品と価格差があると予想されることから精度を期するため現地にて調査が必要とされる資材品目	40 日以内	5 件
区分 C	・既製品ではなく、指定した図面・仕様に基づいた調査を行う資材又は製造品	40 日以内	5 件
区分 D	・鋼製セグメント（１～２規格同時調査）	60 日以内	1 件
区分 E	・施工業者が限定される工法の歩掛調査 また、数量、施工場所等の条件から標準歩掛の適用が困難な場合の歩掛調査	60 日以内	5 件

※調査期間には、土曜日、日曜日、祝日を含むものする。

ただし、調査期間内に、夏期休暇及び年末年始休暇等の大型連休が含まれる場合は、上記調査期間から２０日加算した日数以内とする。

第４節　調査にあたっての留意事項

1. 調査は、豊川用水総合事業部事務所の在する地域を念頭に行うものとする。
2. 調査は、流通段階における取扱業者を母集団として、調査対象の材料の取扱量が比較的高く、かつ信頼性の高い代表的な業者を選定するものとする。
3. 調査は、選定した調査対象業者を訪問、郵送による調査、電話による調査、電子メールやファクシミリを利用した調査も併用し、幅広く調査を行うものとする。
4. 調査は、受注者において検証及び審査の体制を要するものとし、調査の結果について受注者内において検証、審査を実施するものとする。

以上